

令和元年 第5回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第5回総会
- 2・日時 令和元年5月7日(火) 午後15時00分～15時50分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	5件
	議案第4号 非農地証明願いについて	3件

その他

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	藤井 和義
福島 晴人	力武 善次	久保田 保幸	田代 修一

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から令和元年第5回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。事務局長が申しましたとおり令和元年の初めての農業委員会総会となり、ご参加ありがとうございます。五月晴れと天気恵まれて農作業がはかどっている事だと思われま。畦草払い等が非常にさばけすぎて農家さんは次に何しようかと思われているようです。また、陶器市には前半雨でしたが後半はお天気にも恵まれ非常によかったのかなと思われま。

私事ですが、交付金を活用し農地にレンゲ草を蒔いています。ここ数年、町内の保育園がその圃場にレンゲ草を見に来てくれるものでやっています。レンゲ草を植えると農作業が遅れるものですから何とも言えませんが、子供たちが喜んでくれるのであればと山本集落の入りがけの圃場に植えています。隣接圃場の方もレンゲ草を蒔いてくださり広範囲になり昔を思い出すような景観となっています。

今日は、総会終了後に農林課との懇親会になっておりますので皆さんのご参加よろしくお願ひします。

本日も、審議事項慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、8番（堀 哲男）、1番（川尻 宗代）委員をお願いします。

日程第2の議事に入りますが、本日の議案の進行上、第3号議案を先に審議したいと思います。

それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番から要請5番について一括して審議を行います。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて確認され問題がないという事です。

今回関係される委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○3番委員

申請1番は、地主さんと〇〇〇との設定に関して私も一緒に対応しました。賃借料に関しては個々の問題ですので関与していません。

申請2番は、4人の割田農地です。昨年までは割田の1人の〇〇〇さんが耕作されていましたが、今回から同じ割田の1人が耕作されます。

○7番委員

申請4番は、新規就農者としてやってこられた〇〇さんが再度更新し営農を行われます。事務局からも話があり今後、担当地区委員と顔合わせします。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号要請1番から要請5番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により要請1番から5番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲渡し人の〇〇〇さんは耕作されることなく、時折、〇〇〇さんが草借りをされていました。

今後も管理できないとの事での申請となっています。

また、今回の申請は農地法第3条第2項第5号のただし書きを適用しますので5反要件は満たさなくてもよいこととなります。(農地法施行令第2条第3項第3号)

○議 長 (会長)

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7番委員

申請地は○○○地区で○○○の北側にあります。申請者さんの貸しアパートに隣接しています。事務局からも説明がありましたとおり、申請人の方が草借り管理をされていたことから問題はないかと思われます。

○議 長 (会長)

川尻委員、補足説明がありませんか。

○1番委員

昨年、○○○さん宅へ戸別訪問し農地の聞き取りを行いました。自身での耕作ができない事から、近所の方々に相談をされたようですが後継者がいないとか利用価値がないとかでお受けになる方が居ないといったようでした。○○○さんが○○○を建設される際に相談をされたそうですが、その時は○○○さんが拒否されていましたが、どうしても○○○さんの方が手放したいという事になり○○○さんへ再度相談されました。

○議 長 (会長)

地元委員の廣委員、補足説明がありませんか。

○8番委員

現地確認もしましたが、申請地は道と接道しておらず死に地になっていますので、特に問題はないかと思われます。

○議 長 (会長)

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問はありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請2番について議題とします。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

先ほどの利用権設定でもありました土地の割田となっている所になります。形状的に一体利用しないと意味の無い土地であるため申請人へ譲渡されるということです。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

申請地は〇〇〇地区の農地となり、有田地区委員さんと合同にて確認しました。〇〇〇入口交差点から〇〇〇方面へ250メートルほど戻った場所です。問題はないかと思われます。かえって、こういう風にされた方が土地の利用が進んでいいのではないかと思われます。

○議長（会長）

有田地区委員さん補足説明はありませんか。

○最適化推進委員（藤井）

譲渡人の土地は機械が往復する幅しかありませんので、今後の活用としては問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

親子間の使用貸借となります。

地図上では宅地に隣接して道がありますが、国土調査前にはなかった道のため税務課・建設課にて協議されています。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7番委員

申請地は、〇〇〇地区の農地となります。住宅の建て直しということですが、親子間の使用貸借でもあり問題ないかと思われます。

○議長（会長）

私の地元でもありますので補足説明しますと、自宅が年数が経ち建て直しの時期にこられている状況です。道路との接道がないことからの申請ですが問題ないかと思われます。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○8番委員

宅地の敷地は〇〇〇さんとなっていますが。

○事務局

〇〇〇さんのお父さんです。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請1番について審議を行います。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

今回の申請は非農地での取扱いを行います。平成8年に農地転用5条許可、翌年に事業計画変更許可を受けておられ整地までは完了されています。既に受けてある許可目的は、展示場・倉庫の許可で、今回、一般住宅も建設されることから以前の許可では転用完了証明が出せない状況となり、この取扱いとしました。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9番委員

申請地は〇〇〇地区で〇〇〇と〇〇〇の手前の土地です。既に整地はされていますし、当初計画も有ったようですので問題ないかと思われます。

○議長（会長）

地元委員の田代さん、補足説明がありましたらお願いします、

○最適化推進委員（田代）

説明がありましたとおり、既に整地もなされていて農地に再生は難しいかと思われますので問題ないかと。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請2番について審議を行います。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

祖父の代まで耕作をされていたという事です。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9番委員

申請地は〇〇〇地区で、〇〇〇への抜ける道沿いとなります。①は、道路改良にて分断され道下にあり、雑木が生えています。②は、申請者の祖父の代までミカン栽培をされていたんですが、止められて40年ほど放置され山林の様相となっています。問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請3番について審議を行います。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以前、〇〇〇さんでした。〇〇〇が建てられ、ミカン栽培をやめられた後は雑木が生い茂っています。

○議長（会長）

私の地元ですので私から補足しますと、彼は以前、〇〇〇をされていました。その以前は、お父さんが手広くミカン栽培をされていましたが、ミカンの価格下落から栽培をやめられています。同時に〇〇〇を建てられましたが、現在は〇〇〇もやめられています。道も行き来することが無く草が生い茂っています。草地としての農地もありましたが、やめられて数年経つことから農地としての機能を果たさないような状況です。

○最適化推進委員（福田）

〇〇〇は、〇〇〇をやめられ、放置されている状況です。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

○8番委員

〇〇〇は許可を受けられていますか。

○事務局

許可はありません。

○8番委員

補助等を受けてではないんですか。

○議長（会長）

そういう構造ではありません。自己流で丸田を組み合わせたような造りになっています。

○8番委員

〇〇〇にある〇〇ではないんですか。

○議長（会長）

言われている〇〇〇よりも西の山中にあります。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請3番は、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。(なしの声あり)

これにて、令和元年第5回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、6月3日(月)の予定です。

総会 15時50分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 8番

署名 1番

書記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。